

専門家による経営個別相談会のご案内

東久留米市商工会では、新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を受けている、又は今後影響が懸念される小規模事業者の皆さま向けに、中小企業診断士等の専門家と連携して、個別相談会を開催します。是非ご活用ください。

対 象	市内小規模事業者等
開 催 日	令和5年1月までの原則毎週 月曜日、金曜日（祝日は除く）
時 間	10:00～12:00 / 13:00～16:00 ※上記時間のうち1事業所当たり1時間以内 （開始時間 ① 10:00～ ② 11:00～ ③ 13:00～ ④ 14:00～ ⑤ 15:00～） ※予約の空き状況によっては、ご希望に応えられない場合がございます。
相談対応者	中小企業診断士・社会保険労務士（月曜日）、中小企業診断士（金曜日）、
費 用	無料
開 催 場 所	東久留米市商工会 （東久留米市幸町3-4-12）
申 込 方 法	<p><u>事前予約制（開催日の前日まで）先着順。</u></p> <p>裏面予約票に記入いただき、FAXにてお送りいただくか、お電話にてお申込みください。</p> <p>※受付後、担当よりご連絡をさせていただきます相談日を指定させていただきます。</p> <p>※土曜日・日曜日・祝祭日及び業務時間外での受付はできません。業務時間 9:00～17:30</p> <p>【電話】042-471-7577 担当：関根・千葉・佐貫</p>
主な相談内容	<p>■経営について 経営全般に関する相談、事業計画策定、販路開拓に関する相談、補助金・助成金等の活用、コロナウイルス感染症に関連する支援施策の申請相談など</p> <p>■労務について 雇用調整助成金、保護者の休暇取得支援、各種雇用保険関係助成金、求人方法、就業規則・休業・特別休暇、厚生年金保険料猶予 従業員の雇用環境整備（待遇改善・一時的な休業）、人材育成、働き方改革、事業縮小に伴う雇用対策、労務全般、時差出勤などの労務管理上の実務、事業所閉鎖に伴う休業補償やテレワーク など</p>

相談申込書は裏面にございます。

《専門家による個別相談会》 予約票 東久留米市商工会 行
(FAX 042-475-4310)

事業所名		業種	業
相談者名/役職	相談者名	役職	
事業所所在地	〒		
電話番号	— —	FAX	— —
従業員数	名	携帯電話	— —
希望する日時を記載して頂き、右欄の時間帯の数字を○で囲んで下さい。	第1希望日 月 日 () を希望します。	希望時間帯	①10:00~11:00 ④14:00~15:00 ②11:00~12:00 ⑤15:00~16:00 ③13:00~14:00
	第2希望日 月 日 () を希望します。	希望時間帯	①10:00~11:00 ④14:00~15:00 ②11:00~12:00 ⑤15:00~16:00 ③13:00~14:00
	第3希望日 月 日 () を希望します。	希望時間帯	①10:00~11:00 ④14:00~15:00 ②11:00~12:00 ⑤15:00~16:00 ③13:00~14:00
【相談内容】 ※なるべく具体的にご記載ください。	<input type="checkbox"/> 経営について		
	<input type="checkbox"/> 労務について		
●労務相談に該当する場合は、お申込み後、後日相談内容についてチェックシートを送付しますので回答にご協力をお願いいたします。			

<新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い>

- ・完全予約制ですので、事前に申し込みをお願いします。
- ・当日、風邪の症状や発熱（37.5度以上）、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、参加をご遠慮ください。
- ・当日は、マスクを着用してご来会ください。また、相談前に検温をさせていただきます。
- ・相談場所は、換気のため、窓や扉を開放する場合がございます。
- ・飛沫感染防止のため、相談窓口に透明の間仕切り板を設置します。

ご不明な点ありましたら下記宛までご連絡ください。

【問合先】 東久留米市商工会
 電話番号 042-471-7577
 担当:関根・千葉・佐貫